

2024～2025年度

第3回キャビネット会議 議事録

2025. 2. 15(土) 於：TKPガーデンシティ千葉
(THE QUBE HOTEL CHIBA内)



We Serve



青少年と歩む **道**
～ Together We Serve ～

ライオンズクラブ国際協会

333-C地区

第3回キャビネット会議 議事録

期 日：2025年2月15日(土) 13:30～16:30

会 場：TKPガーデンシティ千葉

出席者：キャビネット構成員等144名中97名出席、内投票権のあるキャビネット構成員48名中44名の出席

《地区ガバナー提出議案と審議結果》

第1号議案 次期第二副地区ガバナー選出の件

333-C地区の次期第二副地区ガバナー立候補者は2名[L森英樹(習志野ライオンズクラブ所属)、L安見一美(千葉ゆうきのライオンズクラブ所属)届出順]であり、地区年次大会において選挙による代議員投票にかけ、有効投票数の過半数の投票を得た立候補者1名を第二副地区ガバナーエレクトに選出する。

全会一致により承認可決

第2号議案 本年度中間会計報告及び監査報告承認の件

I. 一般会計 II. 地区年次大会会計
III. 青少年育成資金会計 IV. 地区緊急災害支援センター会計
V. 千葉県ライオンズクラブ子ども食堂支援基金会計
VI. LCIF地区シェアリング交付金会計(献眼及び角膜幹旋事業の継続力強化支援プロジェクト)

全会一致により承認可決

第3号議案 333-C地区子どもの未来応援委員会規則改定(案)の件
別紙の通り規則改定を提案いたします。

全会一致により承認可決

第4号議案 333-C地区キャビネット構成員等コンプライアンス規程(案)制定の件
別紙の通り新規規則の制定を提案いたします。

全会一致により承認可決

第5号議案 次期キャビネットへの前渡し金交付の件
次期キャビネットへの活動準備金として200万円を前渡ししたい。

全会一致により承認可決

第6号議案 次期地区年次大会開催の件
期 日：2026年4月19日(日)
場 所：浦安市／グランドニッコー東京ベイ舞浜
ホストクラブ：市川L C 市川東L C 市川南L C 市川パインツリーL C
市川フロンティアローズシニアL C 浦安L C 行徳L C
浦安シーサイドL C 浦安中央L C 行徳リバーサイドL C

全会一致により承認可決

第7号議案 次年度ガバナースローガンの件
未来への布石『The challenged』
可能性を秘めた仲間たち、未来への布石を打とう
を提案いたします。

全会一致により承認可決

第8号議案 年次大会アワード授与の件
第1回キャビネット会議の決議の基準により行うこととし、選考については地区ガバナーに一任願いたい。

全会一致により承認可決

第9号議案 第71回地区年次大会提出議案の件
提出議案を別紙の通りとしたい。
尚、追加議案の取り扱いについては、地区ガバナーに一任願いたい。

全会一致により承認可決

議事録署名人 3R-1Z ゾーン・チェアパーソン

L 横尾好永

議事録作成人 10R-2Z ゾーン・チェアパーソン

L 阿津和佳

333-C地区子どもの未来応援委員会規則改定（案）

新旧対比表（変更箇所抜粋）

現行	改定案
<p>第2条（目的）</p> <p>この規則は、333-C地区全体でフードバンク・子ども食堂等を支援し、地区内でフードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブの子ども食堂等支援事業をサポートするため、委員会の責務を定めるとともに、委員会と、フードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブ、<u>ゾーン・チェアパーソン及びホストゾーン・チェアパーソン</u>との協力関係を構築することを目的とする。</p> <p>第4条（委員会の責務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員会は、地区内のフードバンク及び子ども食堂等の活動状況を調査する。 2 委員会は、フードバンク及び子ども食堂等の支援計画を策定する。 3 委員会は、フードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブ、<u>ゾーン・チェアパーソン又はホストゾーン・チェアパーソン</u>の要請にしたがって、随時、フードバンク・子ども食堂等の支援方法等についてのサポートを行う。 4 委員会は、必要があると認めるときは、予算の執行状況等をふまえ、フードバンク・子ども食堂等の支援を行うクラブ、<u>ゾーン内複数クラブの合同アクティビティとして支援を希望するゾーン・チェアパーソン又はホストゾーン・チェアパーソン</u>に対して、本規則にしたがって補助金を交付する。 5 その他、委員会の定めた職務を行う。 <p>第5条（補助金）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 フードバンク・子ども食堂等の支援を行うために補助金の交付を希望するクラブ、<u>ゾーン・チェアパーソン又はホストゾーン・チェアパーソン</u>は、キャビネット事務局に対して、様式第1号にしたがって、地区子どもの未来応援委員会補助金申請書を提出することができる。 	<p>第2条（目的）</p> <p>この規則は、333-C地区全体でフードバンク・子ども食堂等を支援し、地区内でフードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブの子ども食堂等支援事業をサポートするため、委員会の責務を定めるとともに、委員会と、フードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブとの協力関係を構築することを目的とする。</p> <p>第4条（委員会の責務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員会は、地区内のフードバンク及び子ども食堂等の活動状況を調査する。 2 委員会は、フードバンク及び子ども食堂等の支援計画を策定する。 3 委員会は、フードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブの要請にしたがって、随時、フードバンク・子ども食堂等の支援方法等についてのサポートを行う。 4 委員会は、必要があると認めるときは、予算の執行状況等をふまえ、フードバンク・子ども食堂等の支援を行うクラブ対して、本規則にしたがって補助金を交付する。 5 その他、委員会の定めた職務を行う。 <p>第5条（補助金）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 フードバンク・子ども食堂等の支援を行うために補助金の交付を希望するクラブは、キャビネット事務局に対して、様式第1号にしたがって、地区子どもの未来応援委員会補助金申請書を提出することができる。 尚、当該補助金は新規事業のスタートアップ補助を目的とし、より多くのクラブの活性化を図るため、2025年7月以降に交付を受けたクラブは再び申請できないものとする。

現行	改定案
<p>2 委員会は前項の補助金申請書を審査し、必要があると認められた場合、予算の執行状況等をふまえ、クラブ、<u>ゾーン・チェアパーソン</u>又は<u>ホストゾーン・チェアパーソン</u>に対して、年度内に以下の各号の区分にしたがい補助金額を決定し、地区ガバナーの承認を得て<u>交付する</u>。</p> <p>(1) <u>クラブへの交付の場合、上限を金1万円以内とする。</u></p> <p>(2) <u>ゾーン・チェアパーソン又はホストゾーン・チェアパーソンへの交付の場合、上限を金10万円以内とする。</u></p> <p>3 補助金の交付を受けたクラブ、<u>ゾーン・チェアパーソン</u>又は<u>ホストゾーン・チェアパーソン</u>は、<u>補助金交付後1ヶ月以内</u>に、キャビネット事務局に対し、様式第2号にしたがって、地区子どもの未来応援員会報告書を提出する。</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 この規則は、2021年7月31日開催の第1回キャビネット会議で承認後、施行する。</p> <p>第2条 この規則は、2022年7月23日第1回キャビネット会議で一部規則の改正承認後、施行する。</p>	<p>2 委員会は前項の補助金申請書を審査し、必要があると認められた場合、予算の執行状況等をふまえ、クラブに対して、年度内に補助金額を決定し、地区ガバナーの承認を得て「補助額決定通知」を交付する。</p> <p>(1) 補助金額は、上限を金3万円とする。</p> <p>3 補助金交付の対象となったクラブは、事業終了後1ヶ月以内かつ年度内5月末日までに、キャビネット事務局に対し、様式第2号にしたがって、地区子どもの未来応援員会報告書を提出することで補助金の交付を受けることができる。</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 この規則は、2021年7月31日開催の第1回キャビネット会議で承認後、施行する。</p> <p>第2条 この規則は、2022年7月23日第1回キャビネット会議で一部規則の改正承認後、施行する。</p> <p>第3条 この規則は、2025年4月20日地区年次大会で一部規則の改定承認後、2025年7月1日より施行する。</p>

変更箇所についての説明

- ①補助金の交付対象をクラブのみとするため、ゾーン・チェアパーソンとホストゾーン・チェアパーソンを削除した。
 - ②同一クラブへの補助金の交付は通算で1回のみとした。
 - ③クラブへの補助金額の上限を金3万円に引き上げた。
 - ④補助金の交付時期を事業報告書の提出後とした。
- (報告書提出期限：事業終了後1ヶ月以内かつ年度内5月末日まで)

333-C地区子どもの未来応援委員会規則改定（案）

前文

ライオンズクラブ国際協会は、グローバル重点分野の一つとして「食糧支援」を掲げており、「すべての地域住民が栄養のある食べ物を手に入れられるようにする」ことを戦略目標としている。

本規則は、333-C地区内で活動しているフードバンク、子ども食堂等による食糧支援活動及び子どもたちの居場所を作る活動等が、ライオンズクラブ国際協会の「食糧支援」に合致し、かつ、子どもたちの健全育成にも資することから、フードバンク、子ども食堂等の支援等を目的として、「地区子どもの未来応援委員会」の責務等を定めるものである。

第1条（名 称）

この規則は、333-C地区子どもの未来応援委員会（以下「委員会」という）規則と称する。

第2条（目 的）

この規則は、333-C地区全体でフードバンク・子ども食堂等を支援し、地区内でフードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブの子ども食堂等支援事業をサポートするため、委員会の責務を定めるとともに、委員会と、フードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブとの協力関係を構築することを目的とする。

第3条（定 義）

この規則における定義は次のとおりとする。

- 1 フードバンクとは、安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている世帯や施設等に、無償で提供する活動等を行う団体のことをいう。
- 2 子ども食堂とは、地域住民等が主体となり、無料または低価格帯で子どもたち等に食事を提供するコミュニティの場のことをいう。

第4条（委員会の責務）

- 1 委員会は、地区内のフードバンク及び子ども食堂等の活動状況を調査する。
- 2 委員会は、フードバンク及び子ども食堂等の支援計画を策定する。
- 3 委員会は、フードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブの要請にしたがって、随時、フードバンク・子ども食堂等の支援方法等についてのサポートを行う。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、予算の執行状況等をふまえ、フードバンク・子ども食堂等の支援を行うクラブに対して、本規則にしたがって補助金を交付する。
- 5 その他、委員会の定めた職務を行う。

第5条（補助金）

- 1 フードバンク・子ども食堂等の支援を行うために補助金の交付を希望するクラブは、キャビネット事務局に対して、様式第1号にしたがって、地区子どもの未来応援委員会補助金申請書を提出することができる。**尚、当該補助金は新規事業のスタートアップ補助を目的とし、より多くのクラブの活性化を図るため、2025年7月以降に交付を受けたクラブは再び申請できないものとする。**
- 2 委員会は前項の補助金申請書を審査し、必要があると認めた場合、予算の執行状況等をふまえ、クラブに対して、年度内に補助金額を決定し、地区ガバナーの承認を得て「**補助額決定通知**」を交付する。
 - (1) **補助金額は、上限を金3万円とする。**
- 3 **補助金交付の対象となったクラブは、事業終了後1ヶ月以内かつ年度内5月末日までに、キャビネット事務局に対し、様式第2号にしたがって、地区子どもの未来応援委員会補助金報告書を提出することで補助金の交付を受けることができる。**

第6条（のぼり旗）

委員会は、地区内のライオンズクラブ会員がフードバンク・子ども食堂等を開設した場合は、同会員の所属クラブの申請にしたがって、対象者に対して、「ライオンズ子ども食堂」ののぼり旗を1枚贈呈する。

第7条（報告）

委員会は地区ガバナーに対して、交付した補助金の概要及び贈呈したのぼりの枚数、対象者（所属クラブ）等について報告する。

（附則）

第1条 この規則は、2021年7月31日開催の第1回キャビネット会議で承認後、施行する。

第2条 この規則は、2022年7月23日第1回キャビネット会議で一部規則の改正承認後、施行する。

第3条 **この規則は、2025年4月20日地区年次大会で一部規則の改定承認後2025年7月1日より施行する。**

以上

提出日 年 月 日

ライオンズクラブ国際協会
333-C地区子どもの未来応援委員会補助金申請書

ライオンズクラブ国際協会
333-C地区子どもの未来応援委員会 委員長 様

_____ R - Z _____ L C
(クラブ名)

_____ L _____
(申請クラブ会長名)

担当者/連絡先： _____

FAX/E-mail： _____

333-C地区子ども食堂等支援事業として下記の主旨、目的及び計画にしたがって、補助金（上限3万円）の交付を受けたいので、333-C地区子どもの未来応援委員会規則第5条第1項の規定により、申請します。

記

1. 事業の主旨及び目的（支援対象とする団体等の概要を明記）

2. 事業の計画（支援対象とする団体等の名称及び補助金の使途及び実施予定日を明記）

実施予定日： 年 月 日

以上

*事業終了後1ヶ月以内かつ年度内5月末日までに、報告書を提出する事で補助金の交付を受けることができる。

提出先：キャビネット事務局 FAX：043-247-4756 E-mail：kanji@lionsclub333c.org（受信専用）

提出日 年 月 日

ライオンズクラブ国際協会
333-C地区子どもの未来応援委員会補助金報告書

ライオンズクラブ国際協会
333-C地区子どもの未来応援委員会 委員長 様

_____ R - Z _____ L C
(クラブ名)

_____ L _____
(申請クラブ会長名)

担当者/連絡先: _____

FAX/E-mail: _____

333-C地区子ども食堂等支援事業として、補助金を使って下記の活動を行いましたので、333-C地区子どもの未来応援委員会規則第5条第3項の規定により、報告します。

記

1. 実施した支援事業の概要(支援対象と団体等の概要を明記)

2. 補助金の使途(領収書写添付のこと)

事業実施日: 年 月 日 添付領収書合計 _____ 円

《送金先》

金融機関名 _____ 支店名 _____

普通/口座番号 _____ 口座名義(フリガナ) _____

以上

*事業終了後1ヶ月以内かつ年度内5月末日までに、報告書を提出する事で補助金の交付を受けることができる。

提出先: キャビネット事務局 FAX: 043-247-4756 E-mail: kanji@lionsclub333c.org (受信専用)

333－C地区キャビネット構成員等コンプライアンス規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条

この規程は、ライオンズクラブの道德綱領に基づき、コンプライアンスの取り組みに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することにより健全な組織体制を構築し、社会的信用の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条

- 1 この規程において「コンプライアンス」とは、組織の運営や事業活動が法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。
- 2 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む）、条例、各種規程、自主規制並びにこれらに関連する通知等明確に文章化された社会的基準をいう。

第2章 コンプライアンス推進体制

（体制）

第3条

- 1 コンプライアンス推進の最高責任者は、地区ガバナーとする。
- 2 コンプライアンス活動のうち重要事項の決定は、委員会が行うこととする。
- 3 コンプライアンスに係わる運用を適切に行うために、地区ガバナーの下にコンプライアンス委員会を設置しなければならない。
- 4 コンプライアンス委員会の委員長は前地区ガバナーとする。委員会メンバーには委員長が必要とする委員を地区ガバナーが任命しなければならない。
- 5 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス活動の窓口として設置する。

（コンプライアンス委員会）

第4条

コンプライアンス委員会は、次の権限をもつ。

- （1）コンプライアンスに係わる重要事項の調査、企画、立案
- （2）コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃についての審議
- （3）コンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する審議
- （4）その他、コンプライアンスの取り組みにおいて必要と認められた事項の審議
- （5）コンプライアンス通報（相談を含む。以下同じ）窓口業務

第3章 コンプライアンスへの取り組み

(キャビネット構成員等の義務)

第5条

- 1 キャビネット構成員等は、この規程の目的を踏まえ法令等を遵守する。また、ライオンズ必携に掲載されているライオンズ道徳綱領や禁忌事項及び必携掲載事項を遵守する。
- 2 キャビネット構成員等は、自らの職務を務めるにあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) コンプライアンス及び法令等に違反する行為
 - (2) キャビネット構成員等に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要や許可、承認又は黙認
 - (3) キャビネット構成員等若しくはその他の者から依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾
 - (4) 反社会的勢力との関係及び取引行為
 - (5) 人種差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等を含む全てのハラスメント行為
 - (6) 国内外の官民を問わず汚職や賄賂等の禁止
 - (7) 不当な取引制限の禁止
 - (8) ライオンズで知りえる会員名簿並びにライオンズの機密情報を第三者に漏洩する行為
(内部通報)

第6条

- 1 コンプライアンス違反行為又はその疑いがあるという情報に接したキャビネット構成員等は、速やかにその旨をコンプライアンス通報窓口（前地区ガバナー）へ通報するものとする。
- 2 コンプライアンス通報窓口担当者となる前地区ガバナーは、通報を受けた内容についてコンプライアンス委員会へ報告しなければならない。
- 3 コンプライアンス委員会は、通報を受けた内容についてコンプライアンス違反行為の事実関係を速やかに調査しなければならない。
- 4 コンプライアンス委員会は、調査内容に応じて専門の調査チームを設置することができる。
- 5 地区は、コンプライアンス違反行為につき通報したことを理由として、通報者をいかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
- 6 地区は、通報したことを理由として、環境が悪化することのないように適切な措置を執らなければならない。尚、通報者等に対しての不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、それを行った者に対する処分を課すことができる。
- 7 通報された内容及び調査で得られた個人情報を含むその他の情報について、警察や裁判所からの法令に基づく要請のような正当な理由なく第三者に開示してはならない。

(監査)

第7条

コンプライアンス委員会は、定期的に若しくは必要に応じて、コンプライアンス遵守状況について内部監

査を実施する。

(教育・研修)

第8条

1 地区は、次に掲げる目的のため必要に応じて教育・研修を実施する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること

2 教育・研修会の受講を命じられたキャビネット構成員等は、正当な理由がない限り拒否することができない。

第4章 コンプライアンス違反の対応

(懲戒処分)

第9条

1 コンプライアンス委員会による調査、協議の結果後において、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合、また法律上の行政罰等による処分が課せられた場合には、当該行為に関与した者に対し、処分をコンプライアンス委員会にて懲戒の種類を決定し、キャビネット会議において報告する。

2 コンプライアンス違反行為が未遂によるものであったとしても、明らかな意思に基づいて行われる恐れがあったと認められた場合には、程度に応じて適正な処分を課す。

3 コンプライアンス違反行為を自主的に申告した者に対しては、処分を減免することがある。

(免責の制限)

第10条

キャビネット構成員等が次に掲げることを理由に自らが行ったコンプライアンス違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) ライオンズクラブの利益を図る目的で行ったこと

(懲戒の種類)

第11条

懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 注意：文書によって嚴重注意をし、将来を戒める。
- (2) 謝罪：謝罪、反省文の提出、将来を戒める。
- (3) 降格：役職の解任をキャビネット会議において解任決議案を上程する。

(是正措置)

第12条

1 コンプライアンス違反行為が行われたことが明らかになった場合には、コンプライアンス委員会は当事者への指導・助言を行うと共に必要に応じてキャビネット会議への勧告を行って緊急停止・改善命令

を発するよう促し、速やかな是正措置を講じなければならない。

- 2 コンプライアンス違反行為を行った者が地区ガバナーであった場合、コンプライアンス委員会はその事実をキャビネット会議に報告し、速やかに是正措置が講じられるようにキャビネット会議としての然るべき対応を促すことができる。
- 3 是正措置が講じられた後、コンプライアンス委員会は再発防止策を取り纏め、キャビネット構成員等に対する指導・助言を行わなければならない。

第5章 雑 則

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、キャビネット会議を経て、地区年次大会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、試用期間を経て2025年7月1日より施行する。